

平成 25 年度第 2 回和泉市市民活動支援制度判定会会議録

会 議 録

会議の名称	平成 25 年度第 2 回和泉市市民活動支援制度判定会
開催日時	平成 25 年 8 月 12 日 (月) 午後 2 時 00 分から午後 4 時 00 分
開催場所	和泉市コミュニティセンター
出席者	黒田会長、笠井委員、湯川委員、森吉委員、事務局 (竹田市長公室理事、濱田公民協働推進室長、田中公民協働推進室総括主査、中埜公民協働推進室主事、澤田公民協働推進室主事)
会議の議題	1. 申請団体の実績報告にかかる審査 2. パブリックコメント募集結果及び要綱改正 (案) について 3. 平成 26 年度団体募集要項 (案) について
会議録の作成方法	<input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
記録内容の確認方法	<input type="checkbox"/> 会議の議長の確認を得ている <input checked="" type="checkbox"/> 出席した構成員全員の確認を得ている <input type="checkbox"/> その他 ()
その他の必要事項 (会議の公開・非公開、傍聴人数等)	
審 議 内 容 (発言者、発言内容、審議経過、結論等)	
別 紙 の と お り	

<p>会議の要旨</p>	<p>○（事務局）ただいまから平成 25 年度第 2 回和泉市市民活動支援制度判定会を開催させていただきます。</p> <p>はじめに本日の判定会の欠席について報告させていただきます。水谷副会長は本日所要で欠席、湯川委員については、5 分ほど遅れるという連絡を受けている。</p> <p>なお、今回から藤原委員に代わり今回から新しく森吉委員が就任されたので、就任のあいさつをお願いしたい。</p> <p>○（委員）今回より藤原前判定委員に代わり判定委員に就任した森吉である。よろしくをお願いしたい。</p> <p>○（事務局）それでは、本日の判定会の流れを簡単に説明させていただきます。</p> <p>次第 1、会長からあいさつをいただいた後、次第 2 の実績報告があった 5 団体について、事務局から説明していただき、書類審査を得て判定をしていただく。</p> <p>次に次第 3、パブリックコメント募集結果及び要綱改正（案）について、事務局より説明をさせていただき、次第 4、平成 26 年度団体募集要項（案）について、事務局より説明させていただき、意見があればいただきたいので、よろしくをお願いしたい。</p> <p>次に次第 5、その他として、今後の予定等を報告させていただきます。</p> <p>以上が本日の判定会の流れである。それでは、以降の進行について会長によりをお願いしたい。</p> <p>○（会長）それでは、和泉市助成審査委員会規則第 6 条第 2 項の規程により、会議の開催要件である委員の過半数の出席があると認め、本日の議場を説明させていただきます。</p> <p>それでは、次第に沿って進行させていただきます。</p> <p>まず、次第 2 の申請団体の実績報告にかかる審査を行いたいと思う。</p> <p>申請のあった団体について、事務局から、一括で説明をお願いしたい。</p> <p>○（事務局）実績報告書の提出のあった 5 団体の決算書等について、事務局から説明をさせていただきます。</p> <p>それでは、まず、団体番号 16 番、いずみ太鼓 鼓聖泉である。同団体の事業の目的であるが、和太鼓の文化を市民に発信し、和太鼓を通じて、震災復興支援チャリティを行うことで、震災復興に関心を持っていただき、又、震災を風化させない取り組みを和太鼓を通じて発信することを目的として実施している。</p> <p>同団体から提出のあった事業報告書を基に事業内容を確認したところ、5</p>
--------------	--

月 5 日に池上曾根遺跡公園にてプロやアマチュアの和太鼓や、一般市民も交え、ワークショップを開催したり、復興支援曲を作成し、演奏を行っている。

また、震災のあったことを風化させないように、被災地の写真展も行っており、事業内容については概ね、事業計画通りであり特に問題はないように思われる。

続いて、収支決算について、報告をさせていただく。まず、収入の部であるが、当初提出のあった予算書の収入、1, 396, 000円に対し、決算書では、1, 134, 721円となっており、261, 279円の収入減となっている。収入減の主な原因は、イベント当日の出店料にあたる、事業収入が当初の計画よりも、210, 000円減少したこと、また、会員の負担金である、自主財源が211, 279円減少したことなどが挙げられる。

続いて、支出の部であるが、予算書の支出、1, 395, 000円に対し、決算書では、11, 134, 721円となっており、211, 279円の支出減となっている。支出減の主な原因であるが、予算書で当初126, 000円で計上されている、支援曲練習ホール使用料である、使用料及び賃借料が交付決定以前に練習が行われていたことから、支援の対象とならず、今回、決算書でも計上されていないために、126, 000円の減となっている。又、予算書の50, 000円で計上されていたイベント保険料や、郵送料などの役務費がイベント保険料のみが決算書では、6, 330円で計上されており、43, 670円の減となっていることなどが挙げられる。

以上が決算書の主な内訳である。事務局で領収書を確認した結果、収支ともに特に問題はないように思う。

続いて、団体番号18番 特定非営利活動法人 こどもNPOセンターいずみっ子である。

同団体の、事業の目的であるが、子どもが主体となって行われるイベントに大人がサポーターとして、支援することにより、子どもの自発性を育て、また地域社会全体でこどもを育むきっかけとなることを目的として活動している。

同団体より提出のあった事業報告書を基に事業内容を確認したところ、5月12日にエコールいずみ アムゼ広場にて、おもしろ体験型市場「こども市」を開催しており、子どもが主体となってお店を出店し、また、金券を発行する銀行も子どもが主体となって実施している等、子どもの自立性を育む内容となっており、事業内容については、概ね事業計画どおりであり、特に問題はないように思われる。

続いて、収支決算についてご報告させていただく。まず、収入の部であるが、予算書の収入213, 000円に対し決算書では、212, 192円となっており、出店参加費にあたる事業収入が若干減となっているが、概ね当初の予定どおりとなっている。

続いて、支出の部であるが、予算書の支出 213,000 円に対して決算書では 212,192 円となっており、こちらも概ね予定どおりとなっている。

支出の内訳について、当初予算で 13,000 円で計上されていた講師や当日協力してくれた子どもへの謝礼金や参加費にあたる報償費が決算書では、37,216 円で計上されており、約 20,000 円で計上されていた音響技術者や看護師への委託料が決算書では計上されておらず、20,000 円の減となっているが、その理由として音響技術者や看護師への支出が領収書を確認した結果、謝礼として支払われていたため、委託費ではなく報償費へ費目替えを行ったためである。

以上が決算書の内訳であるが、事務局で領収書等を確認した結果、収支ともに特に問題はないように思う。

続いて、団体番号 29 番 東日本大震災ドキュメンタリー映画「うたごころ」上映実行委員会である。同団体の、事業の目的であるが、東日本大震災の被災地で暮らす一人の女子高生を追ったドキュメンタリー映画である「うたごころ」を上映することにより、ありのままの被災地を感じ、関心を持っていただくきっかけを提供し、東日本大震災の被災者を支援する輪を広げることが目的としている。同団体より提出のあった事業報告書を基に事業内容を確認したところ、6月30日に和泉市コミュニティセンターで「うたごころ」の上映会を開催し、その後映画の監督による講演会を開催しており、被災地の現状や人々の暮らしなどを市民に伝え、支援の輪を広げられるような内容となっており、事業内容については、概ね事業計画どおりであり、特に問題はないように思われる。

続いて、収支決算についてご報告させていただく。まず、収入の部であるが、当初提出のあった予算書の収入 479,600 円に対し決算書では、582,590 円となっており、102,990 円の収入増となっている。

収入増の主な原因についてであるが、当団体はチケットの値段 500 円と被災地への寄付金 500 円を合わせた 1,000 円でチケットを販売しており、当初 300 枚販売される予定であったが、実際は 362 枚販売することができたこと、また企業等からの協賛金も当初の予定よりも増えたため、収入増となっている。

続いて、支出の部であるが、予算書の支出 479,600 円に対して決算書では 582,590 円となっており、102,990 円の支出増となっている。

支出増の主な原因であるが、当団体は観客 1 人につき 500 円の上映料を使用料及び賃借料として監督に支払っており、予定よりも観客が増加したことにより、その費用が増加したこと、また、観客が増加したことにより被災地への寄付金も増加しており、対象外経費であるが、被災地への寄付金が増

加していること、同じく対象外経費であるが、スタッフの飲食代等が増加していることが挙げられる。

以上が決算書の主な内訳である。事務局で領収書等を確認した結果、収支ともに特に問題はないように思われる。

続いて、団体番号 33 番 内田町ボランティア蛍の会である。同団体の事業の目的であるが、蛍の放流を通じて自然環境への関心を深めていただき、地域で環境を守っていくという機運を盛り上げることを目的としている。

同団体より提出のあった事業報告書を基に事業内容を確認した結果、6月22日及び23日に内田町のひつじ公園横の小川にて蛍の放流及び外部講師による講演を含めた鑑賞会に加え、地域の子ども会や各種団体による出し物などのイベントを開催しており、ただ、単に蛍を放流するだけではなく、地域住民の自然に対する関心や知識が向上するような内容となっており、事業内容については、特に問題はないものと思われる。

続いて、収支決算についてご報告させていただく。まず、収入の部であるが、当初提出のあった予算書の収入 611,840 円に対し決算書では、425,049 円となっており、186,791 円の収入減となっている。

収入減となった主な原因であるが、支援金が当初の予定よりも集まらなかったこと、また会員からの負担金が当初の予定よりも集まらなかったこと、また会員からの負担金が当初予算では、131,360 円で計上されていたが、決算書では 11,147 円で計上されており、120,213 円の減となっていることが挙げられる。続いて、支出の部であるが、予算書の支出 611,840 円に対して、決算書では、425,049 円で計上されており、120,213 円の減となっている。

支出減の主な原因であるが、蛍の購入費にあたる費用が当初、蛍 1,500 匹購入する予定となっていたが、決算書では 1,100 匹購入したため、80,000 円の減、又、小川整備や安全対策にかかる材料費が当初 191,840 円で計上されていたが、決算書では 20,884 円で計上されており、170,956 円の減となっている。一部、備品購入費のように 43,202 円の増となっている費目であるが、全体としては支出減となっている。

以上が決算書の主な内訳である。事務局で領収書等を確認した結果、収支ともに特に問題ないように思われる。

続いて、団体番号 34 号 劇団ドキドキである。同団体の事業の目的であるが、市民ミュージカルを通じて市民文化の向上と市民交流を促進することを目的としている。同団体より提出のあった事業報告書を基に事業内容を確認した結果、6月1日に弥生の風ホールにて市民ミュージカル「キャバレー」を開催しており、当日は関係者を含め 500 名の来場があり、盛況のうちに終了したと聞いており、事業内容については、特に問題はないものと思われる。

	<p>続いて、収支決算書について報告をさせていただく。まず、収入の部であるが、予算書の収入 2, 200, 000 円に対し決算書では、2, 025, 232 円となっており、174, 768 円の減となっている。</p> <p>収入減の主な原因であるが、当初予定していたよりも支援金が集まらなかったことが原因として挙げられる。</p> <p>続いて、支出の部であるが、予算書の支出 2, 200, 000 円に対し決算書では、2, 025, 232 円となっており、174, 768 円の減となっている。支出減の主な原因であるが、指導料及び上映経費一式にかかる委託料が決算書では、22, 055 円の減、次に予算書で通信費として計上されていた役務費が決算書では計上されておらず 10, 000 円の減、次にチラシやポスター、またプログラムの印刷代にかかる印刷製本費が予算書では 40, 000 円で計上されているが、チラシやポスターの印刷代は領収書が今回申請のあった事業以外の自主事業の分と一括で発注したことから不可分であり、決算書ではプログラムのコピー代の 2, 982 円のみが計上されており、37, 018 円の減、次に、対象外経費になるが、稽古場のホール使用料の支援金が集まらなかったことから練習回数を減らし、105, 700 円の減となっていることなどがあげられる。</p> <p>以上、決算書については、事務局で領収書等を確認した結果、特に問題はないものと思われる。</p> <p>以上が今回、実績報告のあった 5 団体の説明である。</p> <p>○（会長）それでは、書類審査に入りたいと思うが、1 件ずつ見ていきたいと思う。</p> <p>まず、団体番号 16 番 いずみ太鼓 鼓聖泉であるが、意見や質問等があればお願いしたい。収支決算書に計上されているホール使用料は、対象経費に含まれないのか。</p> <p>○（事務局）支援の対象となる経費は、交付決定通知書の交付日以降に発行された領収書が対象であり、このホール使用料については、交付決定通知書の交付日以前のものであるので、対象外にさせていただいている。</p> <p>○（会長）はい。他に何かあるか。</p> <p>○（会長）では、他に意見がないようであるので、鼓聖泉については適正であると認める。</p> <p>続いて、団体番号 18 番 特定非営利活動法人 こども NPO センター いずみっ子である。</p> <p>当初、音響技術者と看護師が委託費で計上されていたが、領収書では謝礼</p>
--	---

	<p>として記載されていたということか。</p> <p>○（事務局）領収書の内容を確認したところ、「謝礼」という文言が入っていたので、委託費ではなく報償費に種目変えを行っていただいた。 その結果、当初の予定とは若干金額が違っているが、こういった形になった。</p> <p>○（会長）はい。承知した。他はいかがか。</p> <p>○（会長）それでは、他に意見がないようなので、いずみっ子は適正であると認める。 では、続いて団体番号 29 番 東日本大震災ドキュメンタリー映画「うたごころ」上映実行委員会である。この団体は変更交付申請を行い、チケットの価格が当初と異なり、寄付金分が上乘せされた形で販売されるようになったが、その件については運営の現場では問題はなかったのか。</p> <p>○（事務局）判定会で指摘があったとおり、チケットの中にチケット代は 500 円で寄付金が 500 円と分かる形で明記してもらい、その旨団体から説明もしていただいている。</p> <p>○（会長）他に意見等はないか。</p> <p>○（会長）では、他に意見がないようなので、東日本大震災ドキュメンタリー映画「うたごころ」上映実行委員会は適正であると認める。 続いて、団体番号 33 番 内田町ボランティア蛍の会について何か意見はないか。 収支予算書と比べ収支決算書では原材料費が大幅に減っているが、当初、何を予定していて、何を辞めたのか。</p> <p>○（事務局）原材料費であるが、小川の整備や安全対策の材料ということで、原材料に計上されていたが、支援金が思った以上に集まらなかったということから、安全対策や、川の補修工事等の規模を縮小しているため、金額も下がっている。</p> <p>○（会長）はい。他はいかがか。</p> <p>○（会長）他に意見等がないようなので、内田町ボランティア蛍の会は適正であると認める。</p>
--	---

それでは、つづいて団体番号 3 4 劇団ドキドキであるが、何か意見等はないか。

この団体の支出はほとんどが委託料で占められているがなぜか。

○（事務局）この団体は N P O 法人 発起塾という団体に業務委託しており、この N P O 法人は中高年齢者の方の活動支援している法人であり、そちらの方に舞台の設営や台本の製作、また演出等を委託されているということで、団体から聞いている。

○（会長）この団体は当初の予定に比べ支援金が集まっていないが、自分たちでお金を出し合って、事業を行ったということか。

○（事務局）この公演の為に、会員から毎月会費という形で、積み立てをして事業を行い、余剰金が出た場合は、会員に還付するという事で報告をいただいている。

○（会長）今回、実績報告があったのは 5 団体であるが、全体を通して、何かあれば、よろしくお願ひしたい。

他に意見がないようなので、5 団体とも承認するという事で、進めていきたいと思う。

では、次第 3、パブリックコメント募集結果及び要項改正案について、事務局より報告をお願ひしたい。

○（事務局）それでは、次第 3「パブリックコメント募集結果及び要綱改正（案）」について説明をさせていただく。

前回の判定会及び市民団体との意見交換会の中でいただいた意見、要望等について事務局で検討を行い、平成 26 年度事業実施に向け、いただいた意見の一部を反映した要綱改正（案）を策定し、パブリックコメントを募集したので、これについて説明する。

それではまず、今回の要綱改正の内容について、主な変更点が 3 点あるので、説明をさせていただく。

まず 1 点目については「支援金対象経費」について改正を行うものである。

これは、現在、当制度における支援金の対象経費については、支援対象団体が支援金交付決定日以降に、支援対象事業のために支出された経費としており、交付決定日以前に支出された経費については対象外経費として、取り扱っている。

これについて、市民活動団体からの意見として、4 月や 5 月に事業を実施する場合、広報活動を行うためのポスターやチラシの印刷など 2、3 カ月前

から支出が必要な経費があることから、交付決定日より前に費やした経費について認めてほしいという意見があり、このことから、市民活動団体の活動の促進を図るためには、活動の実情に応じた支援を行う必要があると考えられるため、支援対象団体と決定された日から申請事業完了までに支援対象事業のために支出された経費について対象経費として認めることができるように要綱の改正を行うものである。

次に 2 点目として「交付申請書の提出時期」について変更を行うものである。

現在、当制度においては支援金の交付手続きとして、事業実施前年度の 10 月、市民活動団体が支援対象団体として応募する時点で、交付申請書に必要な書類を添えて市に提出し、翌年 3 月中旬に市民の届出結果が公表されてから 14 日が経過した後に市が交付決定を行うこととされている。

これについて、事業実施年度の予算が確定されていない時点で交付申請を受理していることが事前着手であるという指摘があり、検討した結果、適正な手続きに変更する必要があると判断した。

そこで 10 月に市民活動団体が当制度に応募する手続きとして、提出書類を補助金の交付申請書ではなく、次年度、当制度を利用するための事前準備書類として支援対象団体エントリーシート及びその他必要書類の提出を求め、翌年市民の届出結果をもとに支援金額内定通知書を送付し、その金額に基づき、事業実施年度の 4 月 1 日以降に支援対象団体より、別途交付申請書の提出を求め、受理後、交付決定を行うといった手続きに要綱の改正を行うものである。

最後に 3 点目として、「事業計画書及び事業報告書等の様式」について変更を行うものである。

これについては、平成 24 年度第 4 回判定会において事業計画書及び事業報告書について、事業の中身がもっとよく分かるフォームに変更してはどうかといった意見をいただいたことから、いただいた意見を元に様式の変更を行い、また、前 2 点の改正により生じた必要な様式変更も併せて行うものである。

以上 3 点が今回の要綱改正の概要であるが、この変更によって支援対象団体の募集から支援金の交付決定までの行程について、変更が生じることになるので、簡単に団体募集から支援金の交付決定までの流れについて説明させていただく。

それでは、平成 25 年度までのスケジュールについて簡単に説明させていただき、その後要綱改正後のスケジュールを説明させていただく。

まず団体募集ということで、9 月中旬に団体募集の説明会を実施し、10 月ほぼ 1 ヶ月をかけて団体募集を行い、応募団体には支援金交付申請書及び事業計画書等必要書類の提出を求めている。

続いて支援団体の決定ということで、11月中旬に判定会において提出された書類を元に応募団体を支援対象団体とするかについて審議をいただき支援対象団体が決定され、12月初旬に応募団体に対し、可否決定通知を行う。

次に市民からの選択届出の募集ということで、翌年2月に1ヶ月をかけて市民からの選択届出の受付を行った後、集計を行い、判定会に報告させていただいた後、3月下旬にその結果について公表を行う。

最後に交付決定ということで、この公表があった日から14日経過した時点で、交付申請内容変更申請書が提出されていない団体に対しましては、10月に交付申請がなされていることから自動的に交付決定を行い、交付申請内容変更申請書の提出のあった団体に対しては、4月中旬、当該変更内容を判定会で審査していただき、認定された場合には交付申請内容変更可否決定及び交付決定を行うという流れになっており、この交付決定された日から事業完了までに支出された経費が支援金の対象経費として取り扱っている。

続いて今回の改正により平成25年度までと比較し、こういった事項が変更されるのかについて説明をさせていただく。

まず、団体募集については、9月に団体募集の説明会を実施し、10月ほぼ1ヶ月をかけて団体募集を行うといった行程となっており、行程に変更はないが、団体が当制度に応募する際の手続きに変更がある。従来は支援金交付申請書及び事業計画書等必要書類の提出を求めており、支援金の交付申請手続きとなっていたが、説明させていただいたとおり、次年度の予算が確定していないこの時点で交付申請書を受理することは好ましくないと判断したことから、事前準備手続きとして支援対象団体エントリーシート及び従来同様、事業計画書等必要書類を提出いただくことになる。

次に支援団体の決定ということで、11月中旬に判定会において提出された書類を元に応募団体を支援対象団体とするかについて審議をいただき支援対象団体が決定され、12月初旬に応募団体に対し、可否決定通知を行う。

この行程についても変更はないが、平成25年度までは交付決定された日から事業完了までに支出された経費を支援対象経費として取り扱っていたが、この要綱改正により先ほど説明させていただいたとおり、12月初旬のこの可否決定通知により支援対象団体と認定された日から事業完了までに支出された経費を支援金対象経費として取り扱うことができるようになる。

続いて市民からの選択届出の募集ということで、翌年2月に1ヶ月をかけて市民からの選択届出の受付、その後集計を行い、判定会に結果報告をさせていただき、3月下旬にその結果について公表を行うという行程であるが、従来は公表を行うのみで各団体への通知は行っていなかったが、今回の改正により、事業実施年度の4月1日以降に交付申請書の提出を各団体に求めるにあたり、公表された支援金の額を元に算出した各団体への交付予定額を通知することで交付申請手続きを円滑に行うことができると判断し、市民から

の届出結果を元に算出した交付予定額を記載した内定通知書を送付することになった。

最後に交付決定ということで公表後、交付申請内容変更申請書が提出されていない団体に対して、従来は 10 月時点で交付申請がなされているため、14 日を経過した時点で、自動的に交付決定を行っていたが、交付申請の手続きは事業実施年度が到来後、団体から内定通知書に基づいた支援金の交付申請がなされた後に交付決定を行うということにしている。

一方、事業内容の変更を希望する団体は、変更申請書類を提出し、4 月中旬、当該変更内容を判定で審査していただき、認定された場合には交付申請内容変更可否決定を行い、当該決定に基づき、支援金の交付申請がなされた後に交付決定を行うという流れになっており、従来は変更の可否決定通知と同時に交付決定を行っていたが、先程の変更のない場合の交付決定と同様、従来の交付決定の前に交付申請を行うといった行程が追加されている。以上が要綱改正による支援対象団体の募集から支援金の交付決定までの流れについての変更事項の説明である。

次に事業計画書及び事業報告書に関しては、当判定会において、もっと事業の内容がよく分かるようにしてはどうかといった意見をいただいていたことから変更を行っていて、簡単に変更内容の説明をさせていただく。

まず、事業計画書においては「事業の目的及び効果アピール等」記載欄の見出しを「事業の必要性」に変更し、この事業はどういった問題・課題解決のために実施するのかといった目的、及び事業を実施することで具体的にどういった成果を求めるのかといった目標を記載していただくため、団体記載欄にそれぞれ（事業を実施する前提となった問題点、課題、社会背景等）、（申込事業を実施することにより達成しようとする目標、期待される効果）という記載を行った。

また、新たに事業内容という記載欄を設け、団体記載欄に従来より記載いただいていた（主な対象者）（事業実施機関）（事業実施場所）に（問題点、課題を解決するためにどのような方法を用いてどのような事業を実施するのか）といった記載を追加し、団体がどういった方法でこの事業をし、なぜこういった手法をとるのかといったことを記載していただき、自らの事業の妥当性や課題の整理・再検討をしていただこうと考えている。

次に事業報告書に関しては、事業の成果記載欄に（事業を実施したことによる目標達成状況及び効果）という記載を行い、事業計画で記載した目標がどれくらいできたのか実施した事業は目的実現にどれほど効果があったのかといったことを記載していただき、自らの事業の事後評価を行っていただこうと考えている。

以上のような様式の変更だけでは市民団体にこちらが求めている事項全てを記載していただくことは難しいかと思うが、この後説明させていただく平

成 26 年度団体募集要項（案）の中において詳細に注釈等を挿入し、また団体募集説明会においてこういった事項を記載していただく必要があるか説明させていただくことで対応していこうと考えている。

こういった詳細な事業計画書や事業報告書の作成を求めることは、書類の作成等に不慣れな団体にとっては、負担となるかもしれないが、詳細を記載していただくことはこちらが事業内容を知るために必要であると同時に、綿密な事業計画の作成、また実施した事業の評価を団体自身で行うことにより、市民団体の育成にもつながるものと考えている。

最後にこれまで説明させていただいた内容に基づいた要綱改正（案）について平成 25 年 7 月 1 日（月）から 7 月 31 日（水）の 1 ヶ月間、パブリックコメントの募集を行ったので、その結果について報告させていただく。

いただいた意見は 1 件で、内容としては、要綱改正に対する直接的な意見ではなく、制度の PR 不足及び制度実施のために支出されている費用を考えると合理的ではないのではないか、補助金の決定は希望団体の代表者や第三者で話し合って決定する方が合理的ではないかといった意見であった。

これに対して、回答（案）として、「PR 不足という意見に対しては、市としてもまだまだ市民に十分に浸透しているとは言えない状況であることは認識しているが、年度を重ねるにつれ届出数については増加しており、徐々にではあるが市民に浸透してきており、今後も様々な取組に努めてまいりたいと考えている。

また当制度が合理的でないのではないかといった意見に対しては、指摘のとおり冊子の印刷代や情報処理を行う経費等、事業実施のために経費が必要となっているが、これは公平・公正な届出制度を担保し、支援金の決定におけるプロセスに市民参画を取り入れた制度を整備するためのものであり、市民の利益の増進に繋がると考えている。

なぜなら、従来の補助金の審査過程にはほとんどの市民が参画できていなかったことから、どのような活動に補助が行われているかなどについて関心を持っていただくことができないといった課題があり、本制度を設立することで市民の直接審査する機会が与えられ、また補助金を受ける側の市民活動団体には、市民の理解、支援を得るために、直接市民に向けてより積極的に情報公開等を行っていくことが求められることで、市民の市民活動に対する理解や関心を深めることに繋がるとともに、市民活動団体の活性化を図り、市民相互の協働によるまちづくりを推進することができると考えている。

については、今後も可能な限りのコストダウンに努めていきたいと考えているが、この制度の趣旨・目的を理解いただくようによろしくお願ひしたい。」といった回答を作成させていただいた。

以上が次第 3 「パブリックコメント募集結果及び要綱改正（案）について」の説明である。

○（会長）ただいまの事務局の説明について、意見、質問等あれば、お願いしたい。

まずは、支援の対象となる経費についてだが、先程も聖泉のところであったが、交付決定前に支出された経費についても、12月上旬の支援対象団体決定の段階から対象経費として認められるということか。

○（事務局）支援対象団体の可否決定通知書を交付するので、交付日以降に発行された領収書であれば、対象経費となるものであれば認められるという形と考えている。

○（会長）例えば、5月に何かイベントをするとして、準備に2月、3月ぐらいから、とりかからなければいけないという状況は非常に分かりやすいが、毎年、申請を行っている団体であれば、今年度の予算は足りないので、2月ぐらいに、その年度分の事業を何か賄うために支出をして、それを翌年度の事業分として申請してくることも考えられるがいかがか。

○（委員）4月、5月に実施する事業で、その事業のためのポスターとかチラシなど明らかに必要だと分かるというものであれば、遡ってその分も対象経費として見ていくという意味だと思う。例えば、練習等については、日々練習しているというのもあるし、この事業のための練習なのか、日々の練習なのかというのが、分かりづらいところもあるのかと思うので、そういったところの切り分けというのも必要であると感じた。行政では会計年度というのが、決められていて、3月末までは前年度、4月1日以降が今年度という扱いになっている。平成25年度の事業であれば、平成25年度の予算で平成24年度に実施された部分の経費を見ることができるのかどうかという、点が気になるが、法的にどのような整理ができるのかを、お教え願う。

○（事務局）ご指摘のことにに関して、年度を跨いで、遡って前年度の経費を次年度の対象経費として見ることができるのかどうかということについて、まず、1点目として遡って補助金を出せるのか、次に2点目として年度を跨いで補助金を支出できるのかという2点に論点を分けて考えました。

基本的に補助金を交付するための基準は、公益上必要がある場合でなければ、支出することができず、公益上必要かどうかの認定は、まず予算が議会で議決されていることが第一ステップであり、次に団体の長が個別的にその必要性や効果等について、検討し認定するということになっている。

その個別の必要性や効果等について検討する場合、通常は補助金ごとに補助金要綱というものを作成して、補助対象者や補助対象事業の範囲等の基準

が定められていることから、申請事業がこの基準に適合するかどうかということ判断することとなる。

交付申請以前に費やした経費を補助対象経費とするかどうかというのは、要綱の中でどういった取り扱いをしているかによるが、支払った後のものに対して、交付申請が提出され、補助をするということは、補助事業の適正な執行の確保について、市の監督が及ぼせない等の理由から、適当でないと考えられる。

しかし、ちよいづ事業に関しては支援対象団体として、エントリー時点で事業計画書等が提出され、その事業内容について、判定会にて厳密な審査が行われるなど、事前に事実上の指導、監督を受け、事業を行っているものと解されることから、補助金の対象にすることについては、問題はないと考えられる。

次に年度について、補助対象事業の前年度に費やした経費について、次年度の事業実施年度で支払うことができるのかどうかということの議論に対しては、地方自治法の中で工事請負費、物件購入費、運賃類、及び補助金の類で相手の行為の完了があった後、支出するものに対しては当該行為の属する年度とするという規定があり、この事からちよいづにおける補助金の会計年度の区分というのを、補助金の支払いは相手方の行為の完了の後、支出するような精算払いであることから、当該行為の履行があった日の属する年度とすることが適当であると考えることから、年度を跨いだ費用に関しては、事業完了後に支払う補助金の精算払いという形式をとらせていただいているので問題はなく、先ほどの論点である、すでに払った経費については、後からの申請に基づいて、補助することができるという、この二つの考え方から、法的に問題はないものと考えている。

○（会長）一つ一つの支払いごとで、事業を完了したと捉えるのではなくて、一連の全体が完了した時点が、事業完了と捉えると、前年度でも支払うことは可能ということであるか。

○（事務局）この制度の目的はポスターを印刷することであったり、チラシを印刷したりするものではなく、ポスター等の印刷はあくまで本来事業のPRのためであり、事業を実施していただいて、初めてこの補助金の目的が達成できると考えているので、事業の完了をもって、事業が履行されたという解釈でいいと考えている。

○（会長）法的な観点からも、きっちりと確認をお願いしたい。

○（委員）地方自治法上で認められる精算行為ということであれば、問題は

ないと思う。

そういった意味からいうと、先ほどの例で挙げられた練習というものが、果たしてどの年度の事業に該当するのかといった、見極めを行うのが重要であると考ええる。

○（事務局）練習ということで、構成員のみが発表するために練習する分の会場の借り上げ料に関しては、支援の対象経費としては見ていないが、市民を巻き込んで、一緒に練習から発表の過程まで行う場合の会場借り上げ料等については、対象経費として扱っているもので、その場合、どの年度に属するものなのかは、補助金申請が出た段階でヒアリング等を行って、判断していくしかないと考えている。

○（委員）12月に可否決定通知を送付するとあったが、支援決定団体として認定されているのであれば、その日付以前に発行された領収書であっても、認めてもいいのではないかと思う。その辺の検討はしないのか。

○（事務局）先ほど、説明させていただいたが、すでに支出したものに対して、後付けで補助金を交付するということに対して、行政の監督が及んでいないので、適当ではないといった意見もあることから、判定会で判定していただく以前に支出された補助金は補助すべきでないとして事務局では考えている。

あくまで、団体募集の時に事業計画書等の書類を出していただき、その内容に基づき判定会で審査していただいて、初めて適正であるという承認が出されることから、その団体の承認が出た後の経費については、市の監督が及ぶといえるので、その日以降の費用については補助を行う。

○（会長）概ねこの内容で問題ないと思うが、事業年度の見極め、関連性があるのかどうかというところは、今後、検討していかなければならないと思う。

例えば、練習場所の借り上げ料などではなくて、4月からの事業の年度に使う備品や消耗品費などが2月、3月などにセールで売られていた場合に団体としては買いたいと思うのではないか。その場合、事務局に問い合わせもないまま、関連があるという団体が判断して買ってしまうこともあるかと思うが、そうなると会計年度の意味が無くなってしまう。

活動されている団体は、なるべくお金をかけないで、限られた予算の中でいろんなことをしたいと思う、工夫されると思う。

そういったことが許されるのは悪いことではないが、きちりルールを決めておかないと、私たちが想像もつかないような、使い方をされる場合が生

じるのではないかと懸念される。

○（事務局）4月、5月に事業を実施する団体のみ、前もって準備が必要なので、経費を出すという考え方もあるが、事務局としては11月に事業を実施する団体についても、事前に事業に必要な分があれば、認めてもいいと考えている。

対象経費をどこまで見るかというのは、あくまで要綱で定めるという形になっているので、4月、5月に事業を実施する団体のみが2月、3月に支出された費用を支援の対象として認めるのではなく、11月、12月に事業を実施する団体にしても、2月、3月の時点でも事業に直接関係する経費については認めていきたいと考えている。

○（会長）交付申請書の提出時期の変更について、今までは、前年度の10月の団体募集の段階で提出していただいていた交付申請書を要綱改正後は4月1日以降に提出していただくということである。この変更自体は特に問題はないと思うが、この変更に伴って他に変わってくるものはあるか。

○（事務局）応募団体から、提出していただく書類が1枚増えることになる。

○（会長）承知した。次に事業計画書及び事業報告書等の様式変更について、記載していただく内容が変更となっているということか。

○（委員）事業計画書の「事業を実施する前提となった問題点」というのは、どういう答えを想定しているのか。

○（事務局）これに関しては、後で説明させていただく団体募集要項に詳しく記載しているので、その説明の際に合わせて説明させていただく。

○（会長）それでは、次第4、平成26年度の団体募集要項（案）について、事務局より説明をお願いします。

○（事務局）それでは、次第4、団体募集要項（案）について説明をさせていただきます。

平成26年度事業の団体募集を今年の10月1日から10月29日まで受け付ける予定をしているが、それに先立ち、当事業に申請を検討している団体向けに団体募集に関する説明会を9月27日に開催する予定になっていて、団体募集要項は、その際に配布する資料となっている。

先ほど、要綱改正の説明にあったとおり、要綱改正を行うにあたり、団体

募集要項の内容も要綱と整合性をとるように修正している。

それでは、主な修正点であるが、まず、団体からのエントリー受付期間として、平成 25 年 10 月 1 日から平成 25 年 10 月 29 日までと修正している。

続いて、支援の対象となる経費について、今回の要綱改正に伴い、支援の対象となる経費が支援対象団体と決定された日からとなったことから、そのように文言を修正している。

続いて、事業の流れについて、要綱改正に伴い、手続きが昨年度と変わっているので整合性をとるように修正している。

まず、昨年度までは、申請の段階で交付申請書を提出していただいているが、要綱改正に伴い、この時点では、団体としてエントリーを受け付けることになったので、エントリーシートの提出と修正している。

次に 3 月下旬に市民からの届出結果を公表させていただくが、そこから 2 週間の変更交付申請期間をとってあり、昨年度までは、変更交付申請がない場合、自動的に市より団体へ交付決定を行っていた。

しかし、要綱改正に伴い、市民からの選択届出結果が出た段階で、市より団体へ支援金額内定通知書を送付し、その内容を受けて、団体は支援金交付申請書を市に提出する必要があるため、そのように修正している。

次に今回の要綱改正に伴い、団体は平成 26 年の 4 月 1 日以降に支援金交付申請書を行う必要があり、市はその交付申請を受けて、団体へ交付決定を行うといった形に修正した。また、市民活動団体からの申請受付期間を平成 25 年 10 月 1 日から 10 月 29 日までと修正している。

次に、支援対象団体の決定について、この項目は支援対象団体として決定した場合は、制度の周知の取り組みを行う際に参加する必要があることを記載している。

昨年度までは、選択届出期間中の 2 月初旬に市内 4 駅にて団体と市職員が協力して、制度の啓発チラシを配布しており、そのことに対する協力要請を記載していたが、団体から効果が低いのではないかと指摘もあり、新たな啓発方法を検討中であることから、このような記載に修正した。

次に、市民からの選択届出について、市民からの選択届出期間を平成 26 年 2 月 3 日から 2 月 25 日までと修正している。

次に平成 26 年度分の市民一人あたりの支援額について、今年度は 551 円となっているので、そのように修正している。

前年度は 574 円だったので、23 円の減となっている。

減った主な要因については、個人市民税額の調停額が前年度に比べ、333、383、920 円の減額となったことが挙げられる。

続いて、平成 26 年度事業のスケジュールについて、まず、18 才以上の市民 1 人あたりの支援額の決定、公表について、先ほど金額を報告させてい

ただいたが、その内容を 9 月 1 日付けで市のホームページで公表したいと考えている。

次に、9 月 27 日に団体向け制度説明会を募集要項に基づいて開催する予定であり、10 月 1 日から 10 月 29 日まで支援を希望する団体の募集を行うと修正している。エントリー内容の判定を行う判定会については後ほど日程調整を行いたいと考えている。

次に、11 月下旬にエントリー内容の判定結果を団体へ通知し、同時に団体からの提出書類について縦覧させていただくよう修正している。

次に平成 26 年 2 月に団体紹介冊子を広報誌と同時配布させていただき、2 月 3 日から 2 月 25 日まで市民からの選択届出を受け付ける予定である。なお、選択届出については今年度も中間発表を行うよう修正している。

次に、届出結果の公表については平成 25 年 3 月下旬に行う予定であり、同時に支援金額内定通知書を団体へ交付をするよう修正している。

次に、事業内容に変更のない団体からの交付申請を平成 26 年 4 月 1 日以降に受け付けるよう修正している。その交付申請の内容に基づき、団体へ交付決定を行う予定となっている。

次に申請内容について変更があった団体から変更交付申請について、その内容について判定会にて判定を行っていただき、その結果を踏まえ、支援金額の決定を行いたいと考えている。その後、事業内容に変更のあった団体より支援金交付申請があがってくるので、その内容に基づき交付決定を行うように修正している。

その後の事業の流れとしては、各団体が支援決定事業を行うので、随時、実績報告書の提出を受け付け、判定会にて審査していただきたいと考えている。そして、年度末までには各団体へ判定会の結果を踏まえ、支援金を交付したいと考えている。

続いて、申請書類等の作成方法について、記入例を記載させていただいている。

以前より、判定会のなかで、もっと事業の内容がよく分かるように、事業計画書や実績報告書のフォームを変更するべきであると、意見をいただいていたが、その意見を踏まえ、より具体的に事業の内容を記入していただくように項目を修正した。

では、まず、事業計画書の記入例を見ていただきたい。

今までの様式では、「事業の目的及び効果アピール等」のタイトルの中の項目として「事業の目的、期待される効果、市民への事業等のアピール等」を記入していただいていたが、項目の内容が漠然としているため、団体から提出される申請の内容も漠然とした内容で記載されている団体いくつか見受けられた。したがってより具体的に記載していただくために、「事業の必要性」とタイトルを修正し、その中の項目を「事業を実施する前提となった問

題点、課題、社会背景等」及び「申込事業を実施することにより達成しようとする目標、期待される効果」の 2 点に修正し、さらに具体的に何を記載しなければならないのかを説明文として記載している。

まず「事業を実施する前提となった問題点、課題、社会背景等」の説明として「事業を実施する目的について、現状はどうなのか、その中で何が問題となっているのか、その問題に対しての課題、取り組むべきテーマは何なのか等、具体的に記載してください。」とし、次に「申込事業を実施することにより達成しようとする目標、期待される効果」の説明として「上段で記載した目的に対して事業を実施することで具体的に何を実現しようとするのか、どこまで達成できたら成功といえるのかといった具体的な目標を記載してください。」を説明として記載させていただいており、何を記載しなければならないのかを明確にした。

次に事業内容のタイトルについてであるが、その中の「主な対象者、事業実施機関、事業実施場所」の項目については、以前の様式と同様となっているが、今回、新たに「問題点、課題を解決するためにどのような方法を用いてどのような事業を実施するのか。」を項目に追加した。

これは、事業を行うにあたって、どのような手段をとるのかを市民へ具体的に示していただき、また、その手段の妥当性や課題などを再度団体自身に整理、検討していただくように追加した。

その中の説明として、「目標（実現しようとするもの）を、どのような手法を用いて実現するのか、なぜその手法を選択したのか、その他事業の内容等について具体的に記載してください。」といった内容を記載させていただいている。

続いて、事業報告の際に提出していただく事業報告書も修正させていただいている。

事業内容のタイトルについて、以前の様式ではその中の項目は何も記載していなかったが、今回よりその中の項目として「事業を実施したことによる目標達成状況及び効果」を追加した。

又、説明として「事業計画書に記載した目標に対しどのくらい達成できたのか、またなぜ、そのような結果となったのか、事業の実施方法が当該事業の目標の達成にあたって妥当なものであったか、得られた効果は費やした費用に対して見合うものであったのか、事業が目的実現のために効果的なものであったか等」を評価して記載してください。」といった内容を記入例の中に説明として記載しており、記入していただく項目を示し、より具体的に記入していただき、団体自身に事業の結果について見つめなおしていただくきっかけとなるように修正した。

最後に、和泉市あなたが選ぶ市民活動支援事業に関する要綱を掲載しており、この部分を今回改正予定の新しい要綱に修正をさせていただいているが、

この判定会后、正式に団体募集要項に掲載させていただき、平成 26 年度事業に係る団体募集要項とさせていただきたいと思う。

団体募集要項（案）の説明は以上である。

○（会長）では、ただいまの説明に関して、意見や質問があればお願いしたい。

○（委員）事業計画書に関して、現状の問題点を記載してもらい、その問題点について事業を通じて、どのようにして解決していくかを記載していただくということか。

○（事務局）なぜ、この事業を実施するのかということを明確にさせていただき、この事業をするきっかけを書いていただければと思っている。例えば、各地域での祭りをされていると思うが、祭りをするに至った経過として世代間交流が図れていないとか、仕事などで普段地域と接する機会がない等の問題を解決するために、地域祭りを実施し、地域コミュニティの活性化を図りたい等、事業を実施するに至ったきっかけを書いていただければと考えている。

○（会長）他に意見等はないか。

事業計画書と事業報告書の記載事項に関して工夫していただいたと思うが、書いていただく団体にはその趣旨をしっかりと伝えていただく必要がある。

事業計画と事業スケジュールを詳細に記載していただき、事業報告書では、その計画に対応した成果の報告していただくようお願いしておかないと、報告書で、計画書と全然違うことが記載される可能性があると思う。

また、事務局にて提出された書類をチェックする際も、その部分の整合性というのは、きっちり見ていただき、今後の課題や方向性についても、次年度の事業に反映されているかどうかも確認する必要があると思う。

記載していただく内容として、事務局はどの程度のことを期待されているのか。

○（事務局）事務局としては、もっと求めていきたいというように考えている。例えば、この部分を目標として、今年度はこうする。来年度はそれをクリアできたので、今年度はここまで進むなど、具体的な目標からその結果、また、どういう効果が得られたというところまで、書いていただくよう事務局としては指導していきたいと考えている。

○（会長）事業計画書と事業報告書の様式が変わっただけでは、多分、活動

自体はそんなに変わらないと思うので、事務局が窓口でそれぞれの団体に今の内容を伝えていくことが必要だと思う。

その辺りは、人が関わっていくことが求められていると思った。

他に意見等はないか。

○（委員）今までも課題として挙げられてきたが、本来の NPO らしい事業が、すごく少ないと思うので記入例のところ、少し誘導するようにしてみると良いのではないか。

○（会長）是非検討していただきたいと思う。他に意見等はないか。

○（会長）確認であるが、制度の啓発及び団体の活動紹介に関する取り組みについて、支援対象団体となった団体には必ず参加していただきたいという記載は、以前から書いてあったのか。

○（事務局）昨年度までの団体募集要項の中では、市内 4 駅でのチラシ配布を記載していたが、必ず参加していただきたいと要請はしていた。

○（会長）すべての団体が参加されていたのか。

○（事務局）ほとんどの団体に参加していただいたが、どうしても都合のつかない等の理由で参加していただけなかった団体もある。

○（会長）事業計画書について、別紙添付できるとあるが、実際に今まで別紙で添付してきた団体はあるのか。

○（事務局）別紙添付可ということにさせていただいているが、今まで、別紙で詳しい内容を添付してきた団体はない。

○（会長）これは、手書きで書くのか。

○（事務局）様式もワードファイルでホームページに公開しているので、パソコンで打っていただいても結構であるし、手書きで提出していただいても、結構である。

○（会長）別紙で団体独自に作成しているものが、そのまま添付されてくることがあるのかを確認でさせていただいた。

他に意見等はないか。なければ、承認したいと思う。よろしいか。

(異議なしの声)

○ (委員) 良い案は浮かばないが、団体 P R シートをもう少し、工夫できればと思う。

この団体 P R シートは各家庭に配る団体紹介冊子に掲載されるのか。

○ (事務局) そうである。

○ (委員) 団体から提出される事業計画書等はホームページでしか見ることができないので、そこまで辿り着く市民の方は少ないと思う。

そういった意味から P R シートが市民の方が団体のことを知る貴重な情報になると思う。イベント系の団体だと写真などで華やかに掲載することができるが、N P O 法人の活動は華やかな活動は少なく、地道に活動しているところが多いと思うので、P R シートの内容もほかの団体に比べ地味になってしまい、活動があまり目立たないということもあるので、もう少し工夫できればと思っている。

○ (事務局) 団体 P R シートについても、そういった団体が目立つようにしていけたらと思っている。検討はさせていただく。

○ (会長) 先ほど、パブリックコメントでの説明でもこの事業の趣旨をもっと、知ってもらう必要があると記載されていたが、この団体 P R シートでは、なかなかその役割を果たせないというのは、今の意見を聞いて思った。

これでは、事業計画書をいくら詳しく書いてもらっても、市民の方に伝わらないのではないか。

今回、事業計画書の様式を変更するので、団体 P R シートに関しても様式の変更を検討していただくのがいいと思う。人気投票になってしまっているなどの批判もあるというが、そういうところの問題と関係してくるのではないか。

他に意見等はないか。パブリックコメントの回答についてもこの内容でよろしいか。

(異議なしの声)

○ (会長) パブリックコメントの中に事業にかかる費用について合理的に考えたほうがいいのではないかといった記載があったが、この制度の趣旨がまだまだ市民に浸透していないと感じた。

まず、市民の方にどんな市民活動が行われているのかということを知って

もらい、その中から応援したい団体に対して選択届出を行っていただくことで、市民が市民活動団体を応援するといった機運を盛り上げ、ひいては市民自らに市民活動に参加してもらい、積極的にまちづくりに携わっていただくというプロセスについて理解していただける市民の方が一人でも増えればと思う。

それでは、次の次第 5、その他について、事務局より報告をお願いします。

(事務局より今後のスケジュールを報告)

○ (会長) では、これにて本日の判定会を終了したいと思う。

以上